

松林荘ショートステイセンター 重要事項説明書

(指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護事業)

当事業所は介護保険の指定を受けています。
短期入所生活介護（香川県指定 第 3771500372 号）

当事業所はご契約者に対して短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆ 目 次 ◆◆	
1、事業者	2
2、事業所の概要	2
3、職員の配置状況	3
4、当事業所が提供するサービスと利用料金	4
5、苦情の受付について	8
6、事故発生時の対応について	9

1、事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 福寿会
- (2) 法人所在地 香川県綾歌郡綾川町山田下山王 435 番地 4
- (3) 電話番号 087-878-2188
- (4) 代表者氏名 理事長 道 井 義 治
- (5) 設立年月日 昭和 48 年 11 月 5 日

2、事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成 12 年 2 月 29 日指定
香川県 3771500372 号
※当事業所は特別養護老人ホーム松林荘に併設されています。
- (2) 事業所の目的 事業所の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、従業者が要支援又は要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 松林荘ショートステイセンター
- (4) 事業所の所在地 香川県綾歌郡綾川町山田下山王 424 番地
- (5) 電話番号 087-878-2188
- (6) 施設長(管理者) 氏名 道 井 武 史
- (7) 当事業所の運営方針
利用者の心身の状況を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護計画(ケアプラン)に基づいて日常生活上必要な介護、食事の提供、機能訓練、健康管理、相談及び助言その他の適切なサービスの提供を行い、利用者の心身の機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- (8) 開設(サービス開始)年月
短期入所生活介護 平成 8 年 6 月 1 日
- (9) 通常の事業の実施地域 綾川町、丸亀市綾歌町、高松市香南町、国分寺町
- (10) 営業日及び営業時間

短期入所生活介護	
営業日	年 中 無 休
受付時間	月 ~ 金曜日 8 : 30 ~ 17 : 00
サービス提供時間帯	24 時間体制

(11) 利 用 定 員 短期入所生活介護 20 人

(12) 居室等の概要

短期入所生活介護サービスの利用にあたり、当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として2人部屋ですが、個室の利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室 数	備 考
個室 (1人部屋)	6 室	
2人部屋	7 室	
合 計	13 室	
食 堂	1 室	昇降式テーブル等
機能訓練室	1 室	[主な設置機器] 昇降階段・平行棒・ユチプーリ 等
浴 室	2 室	特殊浴槽・リフト浴槽・普通浴槽
医 務 室	1 室	

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆ 居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

3、 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	職員数
1、施設長 (管理者)	1 名
2、介護職員	40 名以上 (常勤職員 39 名以上)
3、生活相談員	2 名以上
4、看護職員	4 名以上 (常勤職員 3 名以上) (1 名以上は機能訓練指導員と兼務)
5、機能訓練指導員	1 名以上 (看護職員と兼務)
6、介護支援専門員	2 名以上 (介護職員、相談員との兼務含む)
7、医師	1 名
8、管理栄養士	1 名以上

9、栄養士	1名以上
10、事務職員	2名以上
11、調理員	7名以上（常勤職員5名以上）

〈主な職員の勤務体制〉

職 種	勤務体制	勤務時間
1、医 師	毎週火、土曜日	13：30 ～ 17：30
2、介護職員	日勤	8：00 ～ 17：00
		10：00 ～ 19：00
	夜勤	17：00 ～ 11：00
3、看護職員	日勤	8：00 ～ 17：00
		10：00 ～ 19：00

4、 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

- | |
|--|
| <input type="radio"/> 短期入所生活介護サービス
<input type="radio"/> 介護予防短期入所生活介護サービス |
|--|

また、それぞれのサービスについて

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスには、利用料金の大部分（通常9割、一定所得者以上は7割、8割）介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 食事（但し、食材料費及び調理費は別途いただきます。）

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間） 朝食： 8：00 ～ 8：40
昼食： 12：00 ～ 12：40
夕食： 18：00 ～ 18：40

② 入浴

- ・入浴又は清拭を週 2 回行います。(利用終了日は必ず入浴して頂きます。)

③ 排泄

- ・ご契約者の排泄の介助を行います。

④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・当事業所では、常勤の看護職員を配置し、日常的な健康管理にあたります。また夜間の看護職員不在の場合でもオンコール体制により 24 時間対応可能な体制をとっています。

⑥ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈サービス利用料金（1回あたり）〉（契約書第7条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払下さい。（上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

○短期入所生活介護

①ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
②うち、介護保険から支給される金額	5,427 円	6,048 円	6,705 円	7,335 円	7,956 円
③サービス利用に係る自己負担額 (①－②)	603 円	672 円	745 円	815 円	884 円

※ 短期連続 31 日 以上短期入所生活介護を行った場合、上記③のサービス利用料金から 1 日 30 円差し引いた料金でのご利用になります。

○介護予防短期入所生活介護

①ご契約者の要支援度とサービス利用料金	要支援 1 4,510 円	要支援 2 5,610 円
②うち、介護保険から支給される金額	4,059 円	5,049 円
③サービス利用に係る自己負担額 (① - ②)	451 円	561 円

※ 短期連続 31 日 以上介護予防短期入所生活介護を行った場合、上記③のサービス利用料金から 1 日 30 円差し引いた料金でのご利用になります。

〈加算項目〉

○ 実施項目

送 迎	184 単位/片道
サービス提供体制加算 (I) (介護福祉士が介護職員の 80%以上)	22 単位/日
夜勤職員配置加算 I 【短期入所生活介護のみ】 (特養合算で夜勤をする介護・看護職員が最低基準を 1 人以上上回っている場合)	13 単位/日
夜勤職員配置加算 III 【短期入所生活介護のみ】 (夜勤職員配置加算 I +夜間時間帯に看護職員又は喀痰吸引等を実施できる介護職員配置)	15 単位/日
看護体制加算 (I) 【短期入所生活介護のみ】 (ショート単独で看護師を 1 名以上配置している場合)	4 単位/日
看護体制加算 (II) 【短期入所生活介護のみ】 (ショート単独で看護師・看護職員を 1 名以上配置している場合)	8 単位/日
看護体制加算 (III) 1 【短期入所生活介護のみ】 (看護体制加算 I +前 3 ヶ月に介護度 3 以上を 70%受入)	12 単位/日
看護体制加算 (IV) 1 【短期入所生活介護のみ】 (看護体制加算 II +前 3 ヶ月に介護度 3 以上を 70%受入)	23 単位/日
機能訓練体制加算	12 単位/日
認知症専門ケア加算 I	3 単位/日
療養食加算	8 単位/回
個別機能訓練加算	56 単位/日

〈加算項目〉 ○ 実施項目

生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100 単位/日
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10 単位/日
看取り連携体制加算	64 単位/日
（死亡日と死亡日前 30 日のうち 7 日が限度）	
若年性認知症利用者受入加算	120 単位/日
緊急短期入所受入加算 【短期入所生活介護のみ】	90 単位/日
介護職員処遇改善加算Ⅰ	合計単位数の 1000 分の 83 単位
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	合計単位数の 1000 分の 27 単位
介護職員等ベースアップ等支援加算	合計単位数の 1000 分の 16 単位

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護又は要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 5 条、第 7 条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

○ 各サービス共通

① 介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

② 滞在費

滞在費は、居住環境の違いに応じて、個室（10,65 m²以上）は室料及び光熱水費相当として 1 日 1,171 円、多床室についても、室料及び光熱水費相当として 1 日 855 円がご契約者の負担となります。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された滞在費の金額（1 日当たり）のご負担となります。

③ 食費

食費は食材料費及び調理に係る費用として、朝食 278 円・昼食 650 円・夕食 517 円（1 日 1,445 円）とし、食べられた分がご契約者の負担となります。

ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額(1日当たり)のご負担までとなります。

※ 当施設の滞在費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方や生活保護を受けておられる方の場合には施設利用料、滞在費、食費の負担が軽減されます。

(日額)

年収等による利用者負担段階		滞在費の負担限度額	食費の負担限度額
第1段階	生活保護受給者又は市町村民税が世帯非課税で老齢福祉年金受給者	1日0円 【1日320円】	1日300円
第2段階	市町村民税が世帯非課税で、かつ年金が80万円以下の方	1日370円 【1日420円】	1日600円
第3段階①	市町村民税が世帯非課税で、かつ年金が120万円以下の方	1日370円 【1日820円】	1日1000円
第3段階②	市町村民税が世帯非課税で、かつ年金が120万円超の方	1日370円 【1日820円】	1日1300円
第4段階	本人が市町村民税を課税されている方、又は世帯内に市町村民税を課税されている方	1日855円 【1日1,171円】	1日1,445円

令和元年10月以降、特養の空床利用される方で10,65㎡以上の個室の場合は、滞在費は下段の【 】となります。

④ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

内容	短期入所生活介護
おむつ代	(サービス料金に含まれています)
医療費	実費
病院への送迎で綾川町社協の移送サービスを利用した場合	実費

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払方法（契約書第7条参照）

前期（1）、（2）の料金・費用はサービス利用月の翌々月10日までにお支払い下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者へ申し出て下さい。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10%

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を契約者に提示して協議します。
-

5、 苦情の受付について（契約書第22条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。お受けした要望や苦情については、施設長に報告するとともに苦情報告書として書面に記載するとともに、施設内の苦情解決委員会で改善策等を検討して、その結果を苦情申立人に報告するとともに、話し合い解決します。

- 苦情解決責任者
施設長 道井 武 史
- 苦情受付窓口（担当者）
主任相談員 松 本 敏 行 電話 087-878-2188
- 受 付 時 間
毎週月曜日～金曜日（8：30～17：30）
- 第三者苦情受付窓口
地域代表・評議員 泉 勝 彦 電話 087-877-0255
地域代表・評議員 竹 林 妙 子 電話 087-878-2031

(2) 行政機関その他苦情受付機関

綾川町役場 介護保険担当課	所在地 電話番号・FAX 受付時間	香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 087-876-1113 087-876-3120 9:00 ~ 17:00
香川県国民健康保険 団体連合会	所在地 電話番号・FAX 受付時間	香川県高松市福岡町 2丁目 3-2 087-822-7453 087-822-6023 9:00 ~ 17:00
香川県社会福祉協議会 内福祉サービス運営適 正化委員会事務局	所在地 電話番号・FAX 受付時間	香川県高松市番町 1丁目 10-35 087-861-1300 087-861-1300 9:00 ~ 17:00
香川県長寿社会対策課 施設サービスグループ	所在地 電話番号・FAX 受付時間	香川県高松市番町 4丁目 1-10 087-832-3268 087-806-0206 9:00 ~ 17:00

6、 事故発生時の対応について

事故が発生した場合や緊急時については、看護職員が緊急措置をとるとともに、ご家族・主治医に連絡させていただきます。緊急を要する時は救急車の手配を致します。又、速やかに市・町、当該利用者の家族等に対して連絡を行う等の措置を講じるとともに、介護サービスの提供時に故意又はあきらかな過失により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償の責任を負います。

また事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する「事故報告書」を作成し、その原因についても検討して事故の再発防止に努めます。

令和 年 月 日
指定居宅サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明実施者職名 印

令和 年 月 日
私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所
氏名 印

家族 住所
氏名 印

続柄

代理人 住所
氏名 印

続柄